

バリアフリー基本構想における背景と目的及びバリアフリー新法の概要

1 背景と目的

背景

わが国では、かつて経験したことがない急速な勢いで少子・高齢化が進んでおり、高齢者が自立した社会生活ができることや、また子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくりが急務となっています。

また、ノーマライゼーションの理念のもとに、高齢者、障がい者等を含む全ての町民が自らの能力を活かして自由に移動し、いろいろな場面に社会参加でき、相互に支えあって、自立した社会生活のできる、いきいきと暮らせるまちづくりが求められています。

このような背景のもと、不特定多数の人や、主に高齢者や身体障がい者等が使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」とする。）」が平成 6 年に制定されました。

平成 12 年には、公共交通機関と駅などを中心とした地区のバリアフリー化を図るため、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「交通バリアフリー法」とする。）」が制定されました。

さらに、より一体的・連続的な移動空間を形成するための総合的なバリアフリー施策の推進を目的として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」とする。）」が平成 18 年 6 月に交付、同年 12 月に施行されました。

目的

本基本構想に基づき、高齢者・障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、公共交通機関・道路・建築物等の一体的な整備を推進し、誰もが安全にかつ安心してまちを移動し、施設が利用できるバリアフリー化された都市の実現を目指していきます。

2 バリアフリー新法の概要

バリアフリー新法では、ハートビル法と交通バリアフリー法で既に定められている内容に加え、新たな内容が盛り込まれました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー法)

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、

- 旅客施設・車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対して、バリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合を求めるとともに、
- 駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定めています。

公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進

・以下の施設について、新設・改良時のバリアフリー化基準（移動等円滑化基準）への適合義務。また、既存の施設について、基準適合の努力義務 など

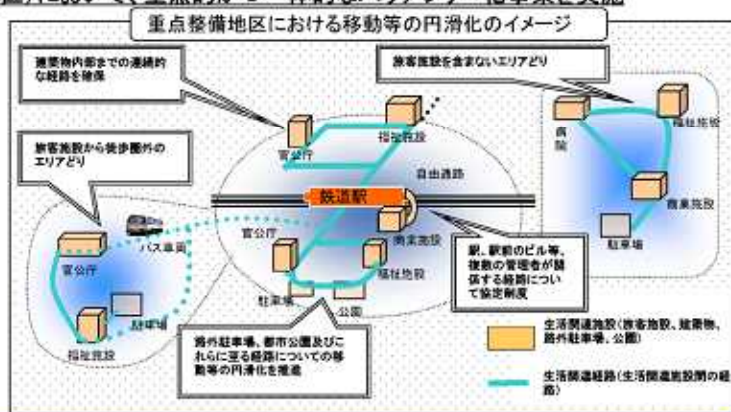


地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

・市町村が作成する基本構想に基づき、駅を中心とした地区や、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区（重点整備地区）において、重点的かつ一体的なバリアフリー化事業を実施

★住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

- 基本構想策定時の協議会制度
- 住民等からの基本構想の作成提案制度



心のバリアフリーの推進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力の促進等



国土交通省ホームページ参照

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/index.html>

(<http://www.mlit.go.jp/barrierfree/transport-bf/shinpou/outline.pdf>)